

「とやまグルメ・フードフェス 2025」企画運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

富山ならではの新鮮で多彩な食材や料理、さらには、歴史に育まれた独自の食文化の魅力を県内外に広く発信することを目的として開催する「とやまグルメ・フードフェス 2025」の企画運営業務について、企画力や実行力のある事業者委託して実施することにより、事業の円滑化、効率化等を図るため、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するもの。

2 委託者

とやまグルメ・フードフェス実行委員会（事務局：富山県農林水産部市場戦略推進課）

3 委託業務

(1) 委託する業務の名称

「とやまグルメ・フードフェス 2025」企画運営業務

(2) 委託する業務の内容

「とやまグルメ・フードフェス 2025」の企画及び運営（詳細は、資料 1 「委託業務仕様書」のとおり）

(3) 委託費の上限額

金 13,630 千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ この上限額は、委託契約締結時の予定額（予定価格）を示すものではありません。

(4) その他

業務の内容については、この要領に示す内容及び応募者から提案のあった内容に基づき、修正を行う場合があります。

4 委託に係る催事の開催期日及び開催場所

(1) 開催期日

令和7年10月25日(土)及び10月26日(日)

(2) 開催場所

富山市友杉1682 富山産業展示館（テクノホール）

※西館全館を押さえてあります。(搬入10/23, 24、搬出10/26)

5 申込みに係る手続等

(1) 質問の受付等

このプロポーザルに関して質問がある場合は、令和7年4月22日(火)午後5時までに、質問書(様式第1号)をとやまグルメ・フードフェス実行委員会事務局(富山県農林水産部市場戦略推進課内)へ、電子メールにより提出してください(受信したかどうかを、電話で確認してください)。

なお、提出いただいた質問への回答は、令和7年4月28日(月)までに、すべての参加者に通知します。

(2) プロポーザルへの参加申込

プロポーザルへの参加を希望される方は、次により関係書類を、とやまグルメ・フードフェス実行委員会事務局(富山県農林水産部市場戦略推進課内)へ提出してください。

書類の名称	様式	提出期限	提出方法
公募型プロポーザル参加申込書	様式第2号	令和7年4月22日(火) 午後5時	電子メールによる。
応募者の概要	様式第3号	同上	同上
企画提案書	定めません(原則として、A4版、横書きとします。)	令和7年5月7日(水) 正午	同上
経費見積書	定めません(A4版1枚から2枚程度で、できるだけ詳細な積算内容を記載してください。)	同上	同上
その他参考となる資料	定めません	同上	同上

6 企画提案書の内容等

企画提案書には、次に掲げる事項を必ず記載してください。

(1) 「とやまグルメ・フードフェス」のテーマ案

今年度のフェスの理念等を表す「テーマ案」を記載してください。

なお、過去のテーマについては、資料2「過去のテーマ」を参照してください。

(2) 催事計画

資料3「とやまグルメ・フードフェス 2025 開催概要」の5「主な催事内容（例）」を参考に、次の事項に留意のうえ、提案する催事計画を記載してください。

ア 物販に加えて飲食・体験を通じた食の魅力を発信する企画とすること。

イ 若手農業者等のフード側の出展者が、飲食・食品メーカーのグルメ側と交流できる企画を盛り込むこと。

ウ 来場者が視認しやすいレイアウト、ゾーニングと、基本的なブースイメージを提示すること。

エ 生産者団体や関係団体（富山県調理師会、全日本司厨士協会富山県本部その他の料理に関する団体を含む。）、マスコミ等との連携及び協力を図ること。

オ 電子マネーを導入するなど、出展者・来場者双方の利便性向上を図ること。

カ フェスの趣旨を損ねない範囲で、自主事業（受託者を主催者とするイベントの併催等）を認めますので、積極的に提案してください。なお、自主事業に関する収入は、受託者の収入とします。

(3) 運営計画

フェスを円滑かつ効率的に運営するため、次の事項に留意のうえ、提案する運営計画を記載してください。

ア 実施・運営に関する全体的な組織体制及び推進体制（人員体制を含む。）を具体的に定めること。

イ 自家用車で来場する者のため、十分な駐車場を確保するとともに、交通誘導を行うこと（昨年度の駐車場の借上げ実績については、資料4「近隣駐車場の借上げ実績」を参照してください。）

ウ 会場の美化や環境に配慮した会場内の整理体制や廃棄物の処理体制等を具体的に定めること。

エ 出展者（売上、意見等）及び来場者へのアンケートを実施し、とりまとめること。

(4) 広報・宣伝計画

開催前及び当日における使用メディア、スケジュール等を記載してください（チラシ、ポスターだけでなく、来場者（特に若い世代）を増加させる広報・宣伝の手法を積極的に提案してください。）。

また、ポスター等への広告掲載、協賛金の確保、冠イベント開催等について、提案してください。なお、これらに関する収入は、受託者の収入とします。

(5) 全体スケジュール

「とやまグルメ・フードフェス 2025」の実施に向けた全体スケジュールを項目ごと（テーマ展示、出展、広報等）に記載してください。

7 経費見積書の内容等

出展料、参加者負担金、自主事業、ポスター等への広告掲載、協賛金、冠イベントに関するものなど、本業務委託で得た収入をフェスの開催経費に充当する場合は、経費見積書に反映させてください。

【参考】

近年の出展料・参加者負担金収入実績

※単位(円)

年度	出展小間数			出展料 (1小間あたり)	出展料収入	参加者負担金 収入	協賛金収入	合計
		うち有料分	うち無料分					
H28	178	34	144	32,400	1,155,600	67,000		1,222,600
H29	185	31	154	32,400	993,600	58,100		1,051,700
H30	188	29	159	32,400	928,800	74,200		1,003,000
R元	192	25	167	32,400	825,000	52,100		877,100
R2	151	25	126	16,500	412,500	0		412,500
R3	147	13	134	16,500	214,500	0	330,000	544,500
R4	176	21	155	16,500	346,500	0		346,500
R5	162	15	147	16,500	247,500	0		247,500
R6	161	76	85	33,000	1,312,000	0		1,312,000

注1) 実行委員会構成団体の出展料については、負担金を超える分のみを請求しているため、出展料収入が「有料小間数×出展料」と一致しない場合がある。

注2) 令和2年度～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、例年より小間数を減らし、間隔・通路幅を広げた。出展料も減額した。

注3) 令和5年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、出展料を減額した。

注4) 令和6年度はコロナ禍以前の額を基本とし、区分ごとに出展料を設定した。

8 審査方法、審査基準等

(1) 審査方法

ア 契約候補者は、審査員による審査を経て選定します。

イ 審査員の審査に当たっては、応募者からのプレゼンテーションを行います。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションを実施する（プレゼンテーションに参加する者を制限する）場合があります。

ウ 審査員の審査（採点）結果を踏まえ、次の方法により契約候補者を決定します。

(ア) 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がある場合

当該企画提案を行った応募者を、契約候補者として選定します。

(イ) 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がない場合

すべての審査員の得点を合計し、最も高い点数を獲得した企画提案を行った応募者を、契約候補者として選定します。

募者を、契約候補者として選定します。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションについては、次のとおり実施します。

なお、プレゼンテーションの参加者に対しては、別途、実施の詳細（実施場所、開始時刻等）をご案内いたします。

ア 日時

令和7年5月9日（金）頃に開催する予定（別途調整します。）

イ 場所

富山市内の会議室等

ウ その他

（ア）プレゼンテーションに要する時間は、35分（企画提案者からの説明20分、質疑等15分）を目安とします。

（イ）応募者からの説明は、6の(2)の資料を基に行うことを原則とし、プロジェクター等の機器を使用しないこととします。

（ウ）現地での参加人数の上限は、4名とします。

（エ）オンライン参加については、オンライン接続に必要な通信環境・機器（PC等）を参加者自身で手配することを前提に、可能とします。この場合のオンライン準備時間はプレゼンテーションの時間に含まれます。

(3) 審査基準

審査は、資料5「審査基準」により行うこととします。

9 応募資格

この公募型プロポーザルに応募できるのは、次のいずれの要件も満たす者としてします。

(1) 法人その他の団体であること（法人格の有無を問いません。）。

(2) 団体（当該団体が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）

及びその取締役等（団体の役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいいます。以下同じ。）が、次のいずれの者にも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

オ 自己、自らの団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
ク 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

10 その他

- (1) 応募者は、その能力に応じて実現することが可能な企画について提案してください。
- (2) 提出いただいた書類は、一切返却しません。
- (3) 応募した企画案が採用された場合の著作権及び委託業務の実施により発生する著作権は、すべて実行委員会に属するものとします。
- (4) 公募型プロポーザルへの応募及び企画提案に要するすべての費用は、応募者の負担とします。
- (5) 審査結果については、各応募者に直接お知らせするとともに、次の事項については、越中とやま食の王国ホームページで公表します。

ア 選定した契約候補者の名称

イ 契約候補者の選定理由

- (6) 応募者は審査結果について、一切、異議の申し立てをすることができないものとします。
- (7) 契約候補者と実行委員会とは、別途、協議のうえ、委託契約を締結するものとします（契約候補者と実行委員会とは、提案を受けた企画の内容を基に、具体的な内容、条件等を協議し、協議が整った場合に、随意契約により、委託契約を締結するものです。）。

11 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 参加申込書・質問書の提出期限 | 令和7年4月22日（火）午後5時 |
| (2) 質問への回答 | 令和7年4月28日（月） |
| (3) 参加辞退届の提出期限 | 令和7年5月1日（木）午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年5月7日（水）正午 |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和7年5月9日（金）頃 |
| (6) 契約候補者の決定 | 令和7年5月12日（月）以降 |
| (7) 委託契約書の締結 | (6)以降速やかに |

12 問い合わせ先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル11階

（富山県農林水産部市場戦略推進課内）

とやまグルメ・フードフェス実行委員会事務局（事務担当：西口）

電話番号 076-444-3271

e-mail ashijyousenryaku@pref.toyama.lg.jp